

青森県報

号外第五十八号

平成二十七年
六月十日
(水曜日)

目次

規 則

青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) ……

規 則

青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県内水面漁業調整規則(昭和四十八年八月青森県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「第二章 水産動物の採捕の許可(第五条) 第三項 水産資源の保護培養及び漁業取締り 罰則(第三十七条 第四十条)」

「第二章 漁業の許可(第六条) 第二十六条) 第二十二條)」

等(第二十三條 第三十六條) を

「第二章 水産動物の採捕の許可(第二十七條) 第四章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等 第五章 罰則(第五十八條 第六十一條)」

第四十四條)

(第四十五條 第五十七條)

に改める。

第四條第九項中「ある」を「できる」に改める。

第四章第四十條中「第九條第三項(第三十五條第五項)を「第十條第三項、第十一條、第十六條、第十七條、第十九條第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第二十四條第四項若しくは第五項、第三十一條第三項(第五十六條第五項)に、「第十條(第三十五條第五項)を「第三十二條(第五十六條第五項)に、「第十四條(第三十五條第五項)を「第三十六條(第五十六條第五項)に、「第十五條(第三十五條第五項)を「第三十七條(第五十六條第五項)に、「第十七條第一項若しくは第二項(第三十五條第五項)を「第三十九條第一項若しくは第二項(第五十六條第五項)に、「第三十二條第六項又は第三十五條第四項)を「又は第五十六條第四項)に改め、同條を第六十一條とする。

第三十九條中「第三十七條)を「第五十八條)に改め、同條を第六十條とする。
第三十八條中「第九條第一項(第三十五條第五項)を「第十條第一項、第十二條第一項若しくは第二項又は第三十一條第一項(第五十六條第五項)に改め、「又は第三十二條第十項)を削り、同條を第五十九條とする。

第三十七條第一項中「一)を「いずれかに)に改め、同項第一号中「第五條、第十二條(第三十五條第五項)を「第十四條、第二十七條、第三十四條(第五十六條第五項)に、「第二十三條第一項、第二十四條から第三十條まで、第三十一條第一項)を「第四十五條第一項、第四十六條から第五十二條まで、第五十三條第一項)に、「第三十二條第一項若しくは第七項、第三十三條又は第三十四條)を「第五十四條又は第五十五條)に改め、同項第二号中「第十一條(第三十五條第五項)を「第十三條、第二十五條第一項から第三項まで、第三十三條(第五十六條第五項)に、「第二十一條第一項から第三項まで(第三十五條第五項)を「又は第四十三條第一項から第三項まで(第五十六條第五項)に改め、「又は第三十二條第五項(同條第九項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第三号中「第二十一條第一項)を「第二十五條第一項から第三項まで、第四十三條第一項)に、「第三十五條第五項)を「第五十六條第五項)に、「第二十三條第二項)を「第四十五條第二項)に改め、同條を第五十八條とする。

第十八條とする。

第四章を第五章とする。

第三十六章中「生じ」を「生じ、」に、「き損」を「毀損」に改め、「又は」の下に「新たに」を加え、同条を第五十七条とする。

第三十五条の見出しを、「(試験研究等の適用除外)」に改め、同条第一項中「第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで」を「第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで」に改め、同条第二項中「第十七号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第三項中「第十八号様式」を「第十九号様式」に改め、同条第五項中「第六条第二項、第九条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項」を「第二十八条第二項、第三十一条から第三十九条まで、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項」に、「及び第二十二條」を「及び第四十四條」に、「第六条第二項、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第四号、第十七条第一項」を「第二十八条第二項、第三十一条第一項、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第四号、第三十九条第一項」に、「第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項」を「第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項」に、「並びに第二十二條の規定」を「並びに第四十四條」に、「第三十五条第一項」を「第五十六条第一項」に、「第九条、第十条、第十四条から第十六条まで並びに第十七条第一項」を「第三十一条、第三十二条、第三十六条から第三十八条まで並びに第三十九条第一項」に、「第九条第一項及び」を「第三十一条第一項及び」に、「第十二条中」を「第三十四条中」に、「第十三条第一項中」を「第三十五条第一項中」に改め、同条を第五十六条とする。
第三十四条中「漁道」を「魚道」に改め、同条を第五十五条とする。
第三十三条中「第二十九条第一項及び第三十条」を「何人も第五十一条第一項及び第五十二条」に改め、同条を第五十四条とする。
第三十二条を削る。
第三十一条中「さおづり」を「さお釣り」に改め、同条を第五十三条とし、第三十条を第五十二条とする。
第二十九条第一項の表岩木川の項及び浅瀬石川の項を次のように改め、同条を第五十一条とする。

岩木川

一 弘前市大字国吉字高野突山四番地二号地先の日本酒造工業株式会社発電所えん堤の上流端から上流百

メートル、下流二百メートルまでの間の区域

二 北津軽郡鶴田町大字木筒国有地内の新えん堤の上流端から上流五十メートル、下流百メートルまでの間の区域

三 弘前市大字如来瀬国有地内の統合頭首工の上流端から上流五十メートル、下流二百メートルまでの間の区域

四 北津軽郡中泊町大字芦野頭首工の上流端から上流二百メートル、下流五百メートルまでの間の区域

浅瀬石川

一 平川市葛川大川添八十四番地二地先の東北電力株式会社発電所えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域

二 黒石市大字浅瀬石字川合二百三十一番地二号地先の浅瀬石川第一頭首工の上流端から上流百メートル、下流百メートルまでの間の区域

三 南津軽郡田舎館村大字川部国有地内の三千石えん堤の上流端から上流五十メートル、下流百メートルまでの間の区域

第二十八条第七号中「第五条」を「第二十七条」に改め、同条を第五十条とし、第二十五条から第二十七条までを二十二条ずつ繰り下げる。

第二十四条第二項中「第二十六条」を「第四十八条」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十三条第一項中「水産動植物」を「何人も水産動植物」に改め、同条第二項中「がある場合は、その者に対し」を「に対して有害物の」に、「ある。」を「できる。」に改め、同条を第四十五条とする。

第三章を第四章とする。

第二章第二十二条中「(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)(」を削り、同条を第四十四条とする。

第二十一条の見出し中「内容の変更」を「変更、取消し又は採捕の停止」に改め、同条第一項中「許可の内容を変更し」を「許可をした後にその内容を変更し若しくは取り消し」に改め、「付し」の下に「若しくは変更し」を加え、「採捕の許可を取

り消し」を削り、「ある。」を「できる。」に改め、同条第三項中「とき」を「と認めるとき」に、「他の」を「全ての」に、「行なう」を「行う」に、「ある。」を「できる。」に改め、同条第四項中「変更」の下に「若しくは取消し」を、「付加」の下に「若しくは変更」を加え、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条第五項中「第十九条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第四十二条とする。

第二十條第一項中「ある」を「できる」に改め、同条第一項中「漁業法」の下に「第三百十條第四項の規定により内水面漁場管理委員会が行う同法」を加え、同条を第四十二条とする。

第十九條第二項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条を第四十一条とする。

第十八條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第四十條とする。

第十七條第一項中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第三項中「合併後」を「又は合併後」に、「合併」を「若しくは合併」に、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、同条を第三十九條とする。

第十六條の見出し中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条中「書換えて」を「書き換えて」に改め、同条第一号中「第十三條第一項の」を「第三十五條第一項の規定による」に改め、同条第二号中「第十四條」を「第三十六條」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第四号中「第二十一條第一項、第二項又は第三項」を「第四十三條第一項から第三項まで」に、「付け」の下に「若しくは変更し」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 第三十三條又は第四十三條第一項から第三項までの規定により付けた制限又は条件を取り消したとき。

第十六條を第三十八條とする。

第十五條中「き損」を「毀損」に改め、同条を第三十七條とする。

第十四條の見出し中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条中「変更」を「変更が」に、「採捕許可証書換え交付申請書（第十三号様式）」を「知事に採捕許可証書換交付申請書（第十七号様式）」に、「知事に採捕許可証の書換え交付」を「その書換交付」に改め、同条を第三十六條とする。

第十三條第一項中「第十二号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第二項中「第六條第二項」を「第七條第二項」に改め、同条を第三十五條とし、第十二條を第三十四條とする。

第十一條中「ある。」を「できる。」に改め、同条を第三十三條とし、第十條を第三十二條とする。

第九條第二項中「採捕許可証を」を「採捕許可証の書換申請その他の事由により採捕許可証を」に、「携帯させればよい」を「携帯させなければならない」に改め、同条第三項中「還付」の前に「交付又は」を、「写しを」の下に「知事に」を加え、同条を第三十一條とする。

第八條中「第十一号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第三十條とする。

第七條第二項中「きいて」を「聴いて」に、「ある」を「できる」に改め、同条を第二十九條とする。

第六條第一項中「前條」を「前條本文」に、「第十号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第二項中「ある」を「できる」に改め、同条を第二十八條とする。

第五條ただし書中「ただし、」の下に「漁業の許可を受けて採捕しようとする場合若しくは第五十六條第一項の許可に基づいて採捕しようとする場合又は」を加え、「又は第三十五條第一項の許可に基づいて採捕しようとする場合」を削り、同条を第二十七條とする。

第二章を第三章とする。

第四條の次に次の一條及び一章を加える。

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第五條 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一條第一項第三号に掲げる手続第三種漁業の地方名称は、しじみけた網漁業及び貝けた網漁業とする。

第二章 漁業の許可

(しじみ漁業の許可)

第六條 しじみ（漁業法第六十六條第一項の規定による小型機船底びき網漁業（同条第二項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）の許可を受けて採捕するものを除く。）の採捕を目的とする漁業（じよれんを使用するものに限る。）（以下「しじみ漁業」という。）を営もうとする者は、同法第六十五條第一項及び水産資源保護法第四條第一項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

ただし、漁業法第八條第一項の規定に基づき当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の範囲内においてしじみ漁業を営もうとする場合は、この限りでない。

(漁業許可の申請)

第七条 小型機船底びき網漁業又はしじみ漁業の許可（以下単に「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業許可申請書（第十号様式）を知事に提出しなればならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、当該申請者に対し、許可をしかどつかの判断に
関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（漁業許可の有効期間）

第八条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（漁業許可証の交付）

第九条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に漁業許可証（第十一号様式）を交付する。

（漁業許可証の携帯義務）

第十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、当該許可に係る漁業許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 漁業許可証の書換交付の申請その他の事由により漁業許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事が証明した漁業許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

3 前項の場合において、漁業許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する漁業許可証の写しを知事に返納しなければならない。

（漁業許可証の譲渡等の禁止）

第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業許可証又は前条第二項の漁業許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（漁業許可番号の表示）

第十二条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船橋楼（船橋楼を有しない船舶にあつては、船舶の外部）両側面の上部に、文字の縦横の大きさ、太さ及び間隔がそれぞれ八センチメートル以上、二センチメートル以上及び二センチメートル以上の許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

（漁業許可の制限又は条件）

第十三条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

（漁業許可の内容に違反する操業の禁止）

第十四条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（小型機船底びき網漁業にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、しじみ漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

（漁業許可の内容の変更の許可）

第十五条 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の許可の内容を変更しようとするときは、漁業許可の内容変更の許可申請書（第十二号様式）を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第七条第二項の規定を準用する。

（漁業許可証の書換交付の申請）

第十六条 漁業の許可を受けた者は、漁業許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更が生じたときは、速やかに、知事に漁業許可証書換交付申請書（第十三号様式）を提出して、その書換交付を申請しなければならない。

（漁業許可証の再交付の申請）

第十七条 漁業の許可を受けた者は、漁業許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、その理由を付して知事に漁業許可証の再交付を申請しなければならない。

（漁業許可証の書換交付及び再交付）

第十八条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、漁業許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十五条第一項の規定による許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- 二 第十六条の規定による書換交付の申請があつたとき。
- 三 前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 四 第二十二条第二項の規定による届出があつたとき。
- 五 第二十五条第一項から第三項までの規定により、漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付け、若しくは変更したとき。

六 第十三条又は第二十五条第一項から第三項までの規定により付けた制限又は条件を取り消したとき。

(漁業許可証の返納)

第十九条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その漁業許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により漁業許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の漁業許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、漁業許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人若しくは清算人が前二項の手續をしなければならない。

(漁業許可をしない場合)

第二十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可をしない。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

三 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により漁業の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第三号の規定により漁業の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(漁業許可についての適格性)

第二十一条 漁業の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第二十二条 漁業の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可に

基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。以下同じ。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継を証する書面を添えて、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(漁業許可の取消し)

第二十三条 知事は、漁業の許可を受けた者が第二十一条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第二十四条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第三百十條第四項の規定により内水面漁場管理委員会が行う同法第六十七條第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により操業を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者は、一漁期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、理由を付してあらかじめ、知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(漁業調整等のための許可の変更、取消し又は操業停止等)

第二十五条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可をした後にその内容を変更し若しくは取り消し、制限若しくは条件を付け若しくは変更し、又は操業の停止を命ずることができる。

2 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 知事は、前項の規定により処分をする場合において、必要があると認めるときは、同項の違反者に係る全ての漁業の許可について、第一項に規定する処分を行うこと

ができる。

4 知事は、前三項の規定による漁業の許可の内容の変更若しくは取消し、制限若しくは条件の付加若しくは変更又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの場合には、第二十三条第二項の規定を準用する。
(漁業許可の失効)

第二十六条 漁業の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割をしたときは、第二十二條第一項の規定に基づき承継する場合を除き、当該漁業の許可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。

3 前二項に規定するもののほか、小型機船底びき網漁業の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失う。

一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

二 漁業の許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返贈し、その他の船舶を使用する権利を失ったとき。

第十八号様式中「第35条」や「第56条」に改め、回覧式を第十二号様式とす。

第十七号様式中「第35条関係」や「第56条関係」に、「第35条第1項」や

「第56条第1項」に改め、回覧式を第十八号様式とす。

第十四号様式から第十六号様式までを削る。

第十三号様式中「第14条、第35条」や「第36条、第56条」に、「(特別)

採捕許可証書換え交付申請書」や「(特別)採捕許可証書換え交付申請書」に、「書換え交付を」や「書換交付を」に、「第14条(第35条第5項)や「第36条(第5

6条第5項)に、「第14条)」や「第36条)」に改め、回覧式を第十七号様式とす。

第十一号様式中「第13条、第35条」や「第35条、第56条」に、「第13条

第1項(第35条第5項)や「第35条第1項(第56条第5項)に、「第13条第

1項)」や「第35条第1項)」に改め、回覧式を第十二号様式とす。

第十号様式中「第8条」や「第30条」に改め、回覧式を第十号様式とす。

第九号様式中「第6条関係」や「第28条関係」に、「第5条及び第6条第1項」

や「第27条及び第28条第1項」に改め、回覧式を第十四号様式とす。

第九号様式の次の四様式を加える。

第10号様式(第7条関係)

〇〇漁業許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 [法人にあつては、名称] ④
及び代表者の氏名

下記により〇〇漁業の許可を受けたいので、漁業法第66条第1項及び青森県内水面漁業調整規則第7条第1項(青森県内水面漁業調整規則第6条及び第7条第1項)の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 操業期間
- 4 操業根拠地
- 5 漁具の種類、規模及び数
- 6 使用する船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

注1 しじみ漁業の許可を受けようとする場合にあつては、記の6に掲げる事項の記載を要しない。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式(第9条関係)

| | |
|---------------|----------------------------------|
| 許可番号第 号 | |
| ○ ○ 漁 業 許 可 証 | |
| 住所 | 〔 法人にあつては、名称 氏名 及び代表者の氏名 〕 |
| 漁業種類 | |
| 操業区域 | |
| 操業期間 | 月 日から 月 日まで |
| 根拠地 | |
| 使用船舶 | 船名 |
| | 漁船登録番号 |
| | 船舶総トン数 |
| | 推進機関の種類及び馬力数 |
| 許可の有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 制限又は条件 | |
| 年 月 日 | 青森県知事 印 |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第12号様式(第15条関係)

○ ○ 漁業許可の内容変更の許可申請書

年 月 日

住所

〔 法人にあつては、名称
氏名
及び代表者の氏名 〕 印

青森県知事 殿

下記により○○漁業の許可の内容の変更について許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第15条第1項の規定により申請します。

記

| | | |
|--------------|---------|------------|
| 1 漁業種類 | | |
| 2 許可番号 | | |
| 3 許可年月日 | | |
| 4 変更しようとする事項 | | |
| 項 目 | 現在の許可内容 | 変更しようとする内容 |
| 5 変更しようとする時期 | | |
| 6 変更しようとする理由 | | |

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式 (第16条関係)

〇〇漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名 [法人にあつては、名称]
及び代表者の氏名 [印]

記

下記により〇〇漁業許可証の書換交付を受けたので、青森県内水面漁業調整規則第16条の規定により申請します。

- 1 漁業種類
 - 2 許可番号
 - 3 許可年月日
 - 4 書換えをしようとする事項
- | 項 目 | 現在の許可証の記載事項 | 書換えをしようとする内容 |
|-----|-------------|--------------|
| | | |
- 5 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から二十日を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この規則による改正後の青森県内水面漁業調整規則の規定による漁業の許可に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の青森県内水面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第五条又は第三十五条第一項の規定による許可を受けている者は、改正後の青森県内水面漁業調整規則(以下「新規則」という。)第二十七条又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者とみなす。この場合において、新規則第二十七条の規定による許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間は、旧規則第五条の規定による許可の有効期間の残存期間とする。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

| | | |
|------------------------------------|--|--------------------------------|
| (発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|------------------------------------|--|--------------------------------|